

## ④失効免許の再取得（受験）について

～改正法律の公布日（平成13年6月20日）より前にやむを得ない理由が発生して有効期限が切れてから3年を経過し、かつ、当該事情がやんでから1か月を経過しない方～

※要事前相談（相談無くお越しの場合、実際のお手続きが後日になる場合がございます。）

### 1 受付について（受付時間は厳守下さい。）

#### (1) 県センター

受付曜日：月曜日～金曜日（日曜日の申請は受付しておりません）

受付時間：午前8時30分から午前9時00分

#### (2) 石巻・仙南・古川センター

受付曜日：月曜日～金曜日（日曜窓口については予約制です。※を参照下さい）

受付時間：午前8時30分から午前9時00分

※日曜窓口は石巻・仙南・古川センター毎に以下の特定週に予約制で実施

石巻・仙南センター 第1・3週の日曜日（直前の金曜日は閉庁、申請不可）

古川センター 第2・4週の日曜日（直前の金曜日は閉庁、申請不可）

#### 当日の手続きについての注意事項

当日は午前中に失効免許の確認、その後に学科試験を実施、試験合格後に適性試験を行い、午後に講習を行った後の免許証交付となり、一日がかりの手続きとなります。

### 2 必要書類等

#### (1) 有効期限の切れた運転免許証（マイナ免許証希望の場合、マイナンバーカード必須）

※運転免許証紛失の場合、手続きに時間が掛かる場合があります。

#### (2) 本籍記載の住民票

（発行日から6か月以内のもの。外国人の方は国籍含む特定事項が全て記載のもの。）

※住民登録が他県の方は宮城県で手続きができません。

#### (3) 身分証明書（資格確認書・学生証・パスポート・マイナンバーカードなど）

※ 有効期間の定めのあるものは有効期間内のもの。

マイナンバーカードは通知カードでは不可。

#### (4) 写真2枚（縦3.0cm×横2.4cm）（撮影日から6か月以内のもの）

#### (5) 更新連絡書（ある方のみ）

#### (6) やむを得ない理由を証明する書類等（パスポート、診断書、在監証明等）

やむを得ない理由で更新できなかった方は、これらを証明する書類（パスポート、診断書、在所証明等）が必要です。

出入国において、自動化ゲートを利用された方はスタンプが省略されますので、スタンプがない場合は他の証明資料として、法務省からの出入国記録、又は、その他の疎明資料等が必要となる場合があります。

#### (7) 外国の運転免許証（※海外で受けていた免許期間や滞在期間確認が可能な方）

#### (8) 手数料

受験手数料	1免種につき	1,950円
	※ 免種毎に加算されます	上記×種目数
交付手数料	希望する保有形態により最大基本料	2,450円
	例) 従来どおり免許証のみの交付	2,350円
	1免種増える毎に	+200円
講習受講料 (対面講習のみ)	違反講習・初回講習(120分)	1,400円
	※ 更新連絡書の講習区分とは異なりますので受付窓口でご確認下さい。	

#### (9) 講習終了証明書等（高齢者講習、特定任意講習等を受けた方）

※申請手続き時に70歳以上の方については、事前に高齢者講習を受講してください。

※ **運転免許の有効期限が切れてから運転しますと、無免許運転になります。**

[問い合わせ先] 平日のみ 8:30～17:15 音声ガイダンスに従って操作してください

宮城県運転免許センター（試験係） TEL 022-373-3601

石巻運転免許センター TEL 0225-83-6211

古川運転免許センター TEL 0229-22-8011

仙南運転免許センター TEL 0224-53-0111